

# 熊本市子ども輝き未来プラン

～子どもが輝くまち くまもとづくり～

# 1. 計画の策定にあたって

## (1) 策定の背景

### 家庭・地域・社会の状況や少子化の進行

近年、核家族化の進展や地域の繋がりの希薄化など、社会や経済の環境の変化により、子どもの育ちや子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、子育て世帯の孤立化や仕事と家庭の両立の困難さが増すなど、結婚・妊娠・出産・子育てに対する不安や負担感が増加している。

また、共働き家庭は増加し続けているとともに、若年者の雇用をめぐる環境を見ると、完全失業率及び非正規雇用割合はともに高い水準で推移するとともに、出産を機に仕事と家庭の両立が難しいという理由で退職する女性も存在するなど出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい。

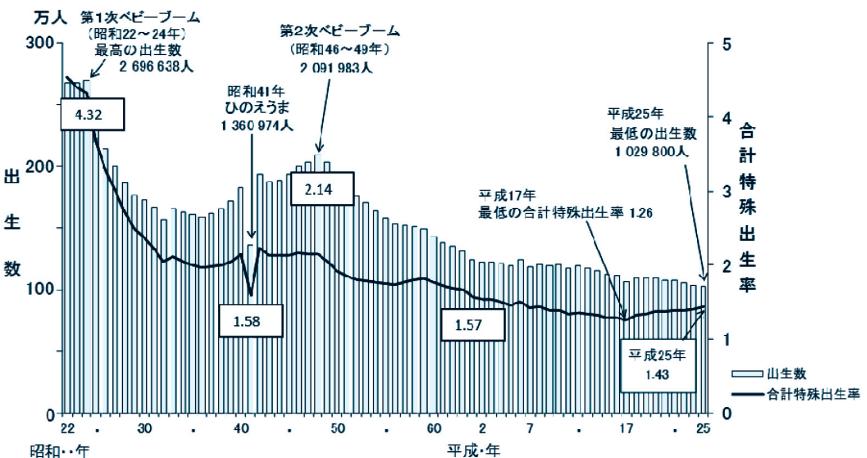
これはまた、待機児童の増加、大都市への人口流出による地域の活力の低下といった多様な問題とも関連し、出生率の低下や若者の未婚率の上昇の要因となり急速に少子化が進行している。

日本の年間の出生数は第1次ベビーブーム期の約270万人、第2次ベビーブーム期の約200万人を経て、最近では緩やかな減少傾向であり、平成25年の出生数は約103万人であった。

また、合計特殊出生率<sup>1</sup>は、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていたが、1950(昭和25)年以降急激に低下し、1989(平成元)年にはそれまで最低であった1966(昭和41)年(ひのえうま)の数値を下回る1.57を記録し、2005(平成17)年には過去最低である1.26まで落ち込んだ。

なお、2013(平成25)年には1.43となっており、微増傾向ではあるものの低い水準にとどまっている。

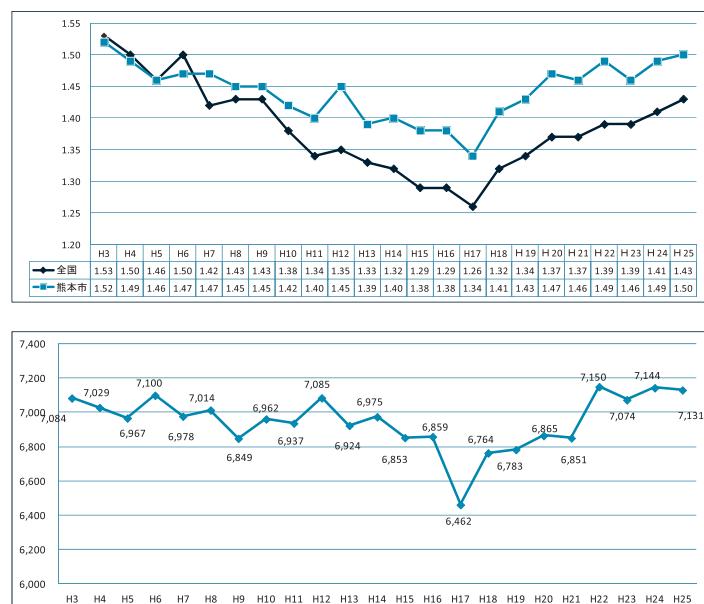
表1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



本市においても同様に、出生数はベビーブーム期以降減少傾向にあるものの、ここ数年は7千人を超える出生数で現状維持の状況である。

また、合計特殊出生率も、全国的な傾向と同様に、最近では微増傾向にあり、全国平均を超えており、平成25年で1.50となっている。

表2 熊本市の出生数及び合計特殊出生率の年次推移



<sup>1</sup>合計特殊出生率…「15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

## (2) 国や本市の取組み

このような中、国においては、「次世代育成支援対策推進法」の延長や、子ども・子育て関連3法<sup>2</sup>に基づく、子ども・子育て支援の新たな制度の創設、また、新たな少子化対策としての取り組みが進められている。

本市においても、「熊本市第6次総合計画」の中間見直しにおいて、社会情勢の変化や今後の本格的な人口減少社会の到来を見据え、将来的に人口70万人規模を維持し、都市機能や住民の生活の質を向上することができる、持続可能で創造的な都市を目指すという視点から、3つの取り組みの一つに、子どもを安心して育てられるまちづくりのため「少子化対策」の強化を盛り込んだところである。

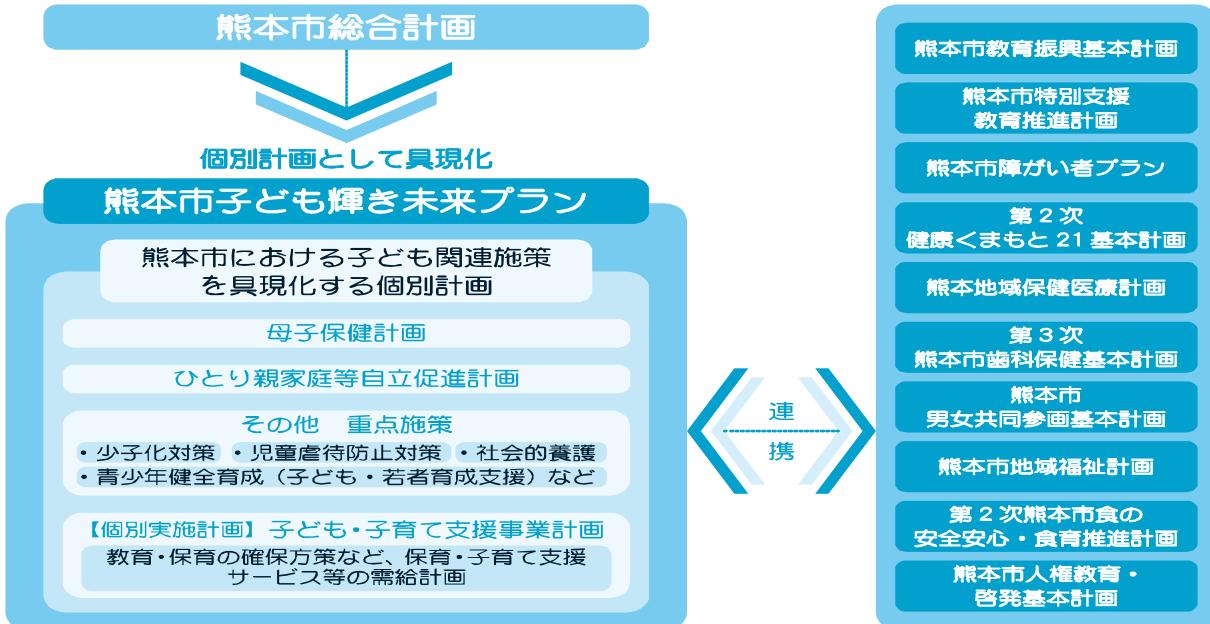
これまで「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画「ひびけ！子ども未来プラン」において、待機児童解消のための保育サービスの充実や地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業など、各種子ども・子育ての支援事業等に取り組んできたところであり、今後とも、地域をあげて社会全体で、子ども・子育てを支援する新しい仕組みを構築し、総合的な取り組みを行う。

## (3) 法的根拠・計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく第3期（前期）の計画として策定する。また、子ども・子育て支援法<sup>3</sup>第61条に基づく、幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備を含む子ども・子育て支援事業計画として一体的に策定する。

## (4) 他の計画との関係

上位計画である「熊本市第6次総合計画」や、「熊本市障がい者プラン」、「熊本市教育振興基本計画」、「熊本市男女共同参画基本計画」、「熊本市地域福祉計画」等関連計画との整合・連携を図るものとし、子ども・子育てに関する施策を総合的に推進する。



## (5) 計画の対象

概ね18歳未満の全ての子どもと、子どもを取り巻く家庭や地域社会等様々な主体。

## (6) 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

## (7) 策定体制・推進体制

「熊本市子ども・子育て会議」を設置し、その調査・審議を踏まえ策定した。計画策定後も、計画の進行管理及び検証については引き続きこの会議で実施する。

<sup>2</sup>子ども・子育て関連3法…平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を指す。

<sup>3</sup>子ども・子育て支援法第61条…市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定める。

## 2. 計画の基本的な考え方

### 基本理念

次世代育成支援後期行動計画では、「子どもの声がひびく地域づくり」を基本理念に、様々な子育て支援策を推進してきた。この計画においてもこの基本理念の趣旨を継承しつつ、以下を基本理念としたまちづくりに取り組む。

### 基本理念

本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、希望であり、夢である。

この子どもたちの最善の利益の実現を最優先に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、その健やかな成長が保護者の幸せに繋がり、地域社会の活力に繋がり、本市の輝く未来へと繋がる。

このような熊本市の実現のため、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、「**子どもが輝くまち くまもと**」づくりに取り組む。

### 基本理念をもとにビジョンとして描く、くまもとの子どもたちの姿



#### 熊本市の子どもたちの姿（ビジョン）

全ての子どもたちの  
一人ひとりの幸福

自らの力で輝いて  
育つ子どもたち

地域（まち）の大人が  
見守り育てる子どもたち



#### 基本理念に沿った4つの基本方針

- ① 一人ひとりの子どもを尊重
- ② 子どもの生存と発達の保障
- ③ 地域ニーズに応じた総合的かつ多様な支援
- ④ 乳児・幼児・学童期などの発達段階に応じた適切な支援

- 1. 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援
- 2. 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援
- 3. 子どもが育つ安心の環境づくり
- 4. 結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない少子化対策

- ⑤ 「子育ち・親育ち」の過程を支援
- ⑥ 地域及び社会全体で支援
- ⑦ 全ての子ども・子育て家庭の支援
- ⑧ 少子化対策としての総合的な支援

#### 計画の推進に必要な8つの視点

### 3. 施策の体系

#### 基本理念

本市の未来を創る子どもは、本市の宝であり、希望であり、夢である。

この子どもたちの最善の利益の実現を最優先に、一人ひとりの子どもがかけがえのない個性ある存在として認められ、その健やかな成長が保護者の幸せに繋がり、地域社会の活力に繋がり、本市の輝く未来へと繋がる。

このような熊本市の実現のため、子どもたちの声がひびき、子どもたちが元気にあふれ、子どもたちの笑顔が輝くような、「**子どもが輝くまち くまもと**」づくりに取り組む。

#### 基本方針① 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援

施策1	地域における子育て支援サービスの充実
	①地域子育て支援拠点事業 ②子育てほっとステーションなど ③地域子育て支援事業 ④親の学びの推進
施策2	保育サービス及び幼児教育の充実
	①認定こども園の支援 ②保育所の管理・運営及び支援 ③幼稚園の管理・運営及び支援 ④地域型保育の充実 ⑤認可外保育施設支援 ⑥保育の質の向上
施策3	放課後児童対策の推進
施策4	社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援
	①児童虐待防止対策 ②社会的養護 ③障がい児施策
施策5	母子・父子家庭の自立支援の推進
	①子育て・生活支援 ②就業支援、養育費の確保 ③経済的支援
施策6	子どもの貧困対策の推進
施策7	子育てにおける経済的支援の適切な実施
	①児童手当給付 ②子ども医療・その他医療費助成 ③助産施設入所 ④就園奨励・その他

#### 基本方針② 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援

施策1	妊娠婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進
	①妊娠前から妊娠・出産期までの支援 ②乳幼児期における支援 ③歯科保健推進 ④予防接種 ⑤母子保健相談指導・訪問など
施策2	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の推進
施策3	食育の推進
施策4	小児医療（救急医療体制）の確保
施策5	子どもの権利の保障
施策6	学校教育の推進
施策7	子ども・青少年の健全育成の推進など

#### 基本方針③ 子どもが育つ安心の環境づくり

施策1	地域における子育て支援活動の推進
施策2	子育てに役立つ情報提供等の推進
施策3	ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し
施策4	地域における子育て支援サービスの充実（再掲）
施策5	保育サービス及び幼児教育の充実（再掲）
施策6	放課後児童対策の推進（再掲）
施策7	社会的な支援の必要性が高い子どもや家庭への支援（再掲）
施策8	妊娠婦・乳幼児に対する切れ目のない保健対策の推進（再掲）
施策9	小児医療（救急医療体制）の確保（再掲）
施策10	子ども・青少年の健全育成の推進（再掲）

#### 基本方針④ 「結婚・妊娠・出産・子育て」の切れ目のない少子化対策

施策1	結婚・妊娠・出産支援
施策2	子育て支援の充実
施策3	ワーク・ライフ・バランスなど働き方の見直し（再掲）

## 4. 成果指標

### 「子どもが輝くまち くまもと」づくり

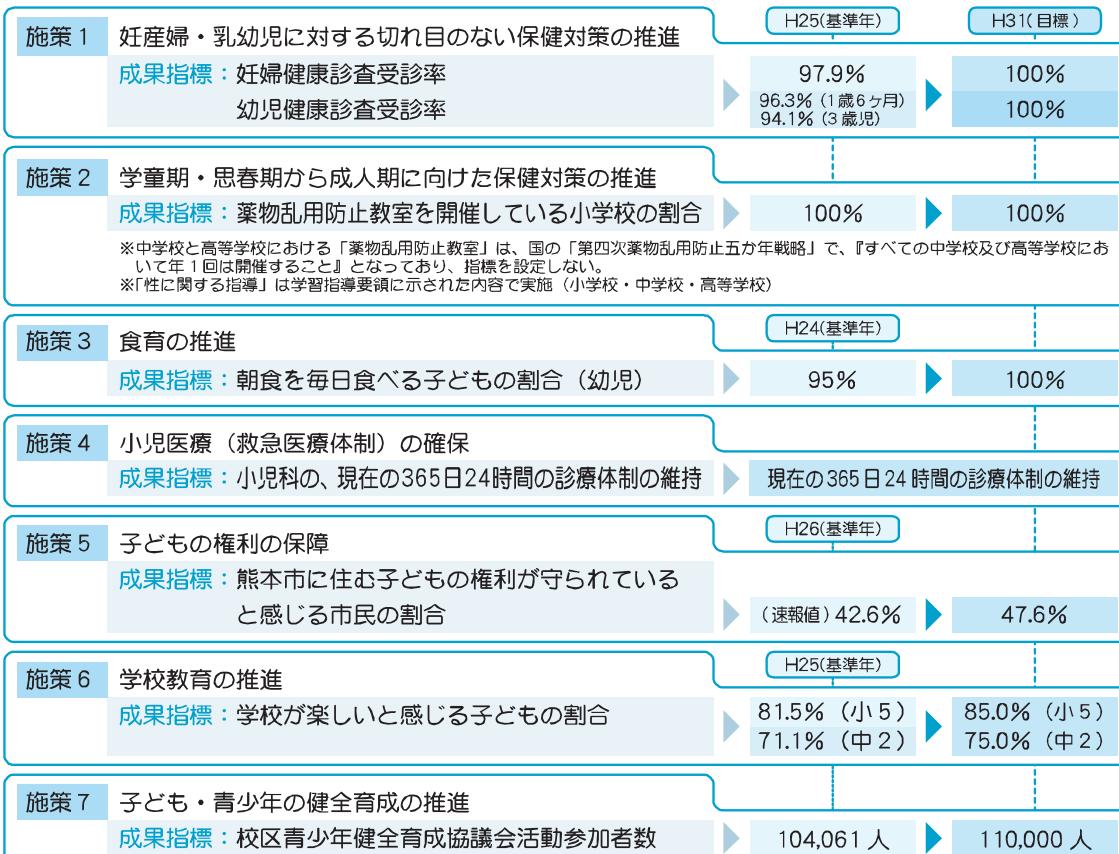
成果指標 「子どもたちが健やかに成長していると感じる市民の割合」

H25（基準年）56.8% ▶ H31（目標）66%

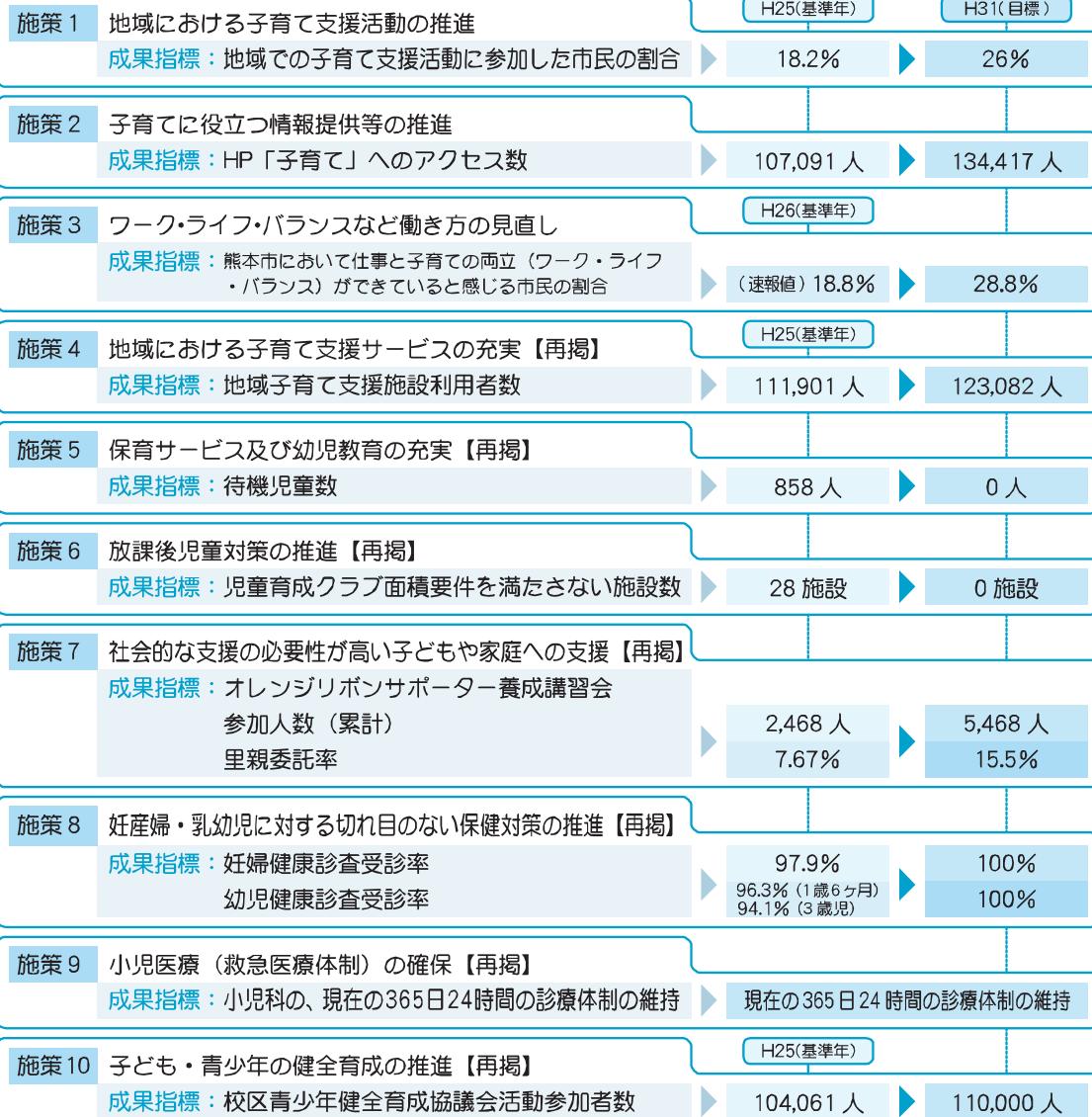
#### 基本方針① 安心して子どもを産み育てられる子育て家庭への支援



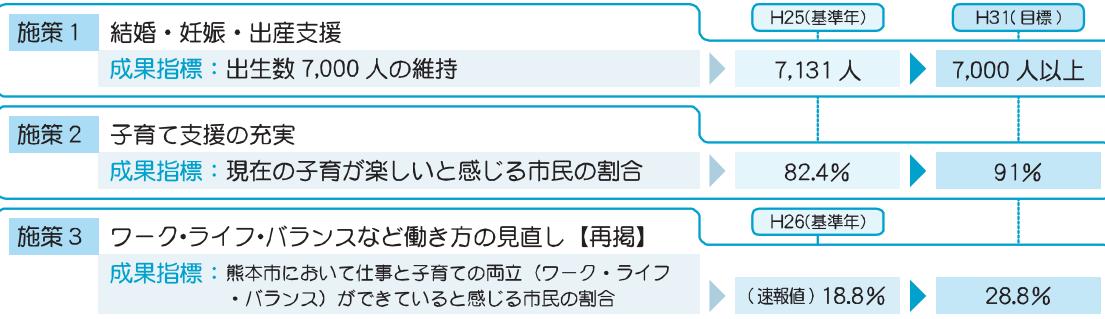
#### 基本方針② 子どもの健やかな成長と人間性の育成・自立支援



### 基本方針③ 子どもが育つ安心の環境づくり



### 基本方針④ 「結婚」「妊娠」「出産」「子育て」の切れ目のない少子化対策



## 5. 子ども・子育て支援事業計画

### (1) 趣旨

平成 24 年 8 月に、質の高い幼児期の学校教育や保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連 3 法が制定され、子ども・子育て支援の新制度が創設された。

この中で、子ども・子育て支援給付に係る幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の実施に関する確保等を図るため、市町村においては「子ども・子育て支援事業計画」（以下、「事業計画」という。）を定めることとされた。

### (2) 事業計画の概要

この事業計画においては、国が示す各事業について「量の見込み」並びに「実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期」を「基本的記載事項（必須記載事項）」とし、この事業計画に定めたところである。

策定にあたっては、幼児期の学校教育や保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用実績、利用希望の実状等を踏まえて作成する必要がある。

また、現在の利用状況の把握と、保護者等に対する調査（以下、「ニーズ調査」という。）などを踏まえて量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこととされており、このニーズ調査にあたっては、国が示した「「量の見込み」の算出等のための手引き」に沿って実施し、その結果をもとに、各項目における「量の見込み」を設定し、これに対する「確保の内容及び実施時期」を示した。

### (3) 計画の実行と見直し

今後、実際に「確保方策」を実行するにあたっては、確定した毎年度の出生数をはじめ、利用実績、施設等を運営する事業者の意向、その他消費増税先送りの影響などの財源を含めた本市の財政状況などを考慮し確定する。

また、計画期間中であっても、今後、ニーズ量が変化し、本計画における確保方策との不整合が生じた際には、必要に応じて適宜見直しを図る。

### (4) 幼児期の学校教育や保育の提供区域設定の考え方

この事業計画における各事業の「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を幼児期の学校教育や保育の提供区域とする必要があり、以下の点を踏まえて設定した。

①地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の幼児期の学校教育や保育の利用状況、幼児期の学校教育や保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案

②幼児期の学校教育や保育提供区域は、幼児期の学校教育や保育施設等に関する認可申請があった際の需給調整の判断基準となることから、適切な区域設定が必要

なお、多核連携都市の実現のため、施設整備にあたっては、平成 27 年度に策定される「立地適正化計画」も考慮しながら進めていく。

教育・保育の提供区域(事業別)一覧

事業 種別	事業番号	新宿・御茶ノ水地区	その他地区
教育・保育	1号認定区分3～6歳、保育のみ利用	介護保険計画における「3歳生後認定」を参考して定める 区域(27箇所)を踏まえて設定する区域	教育・保育用
	2号認定区分3～6歳、保育の必要性あり	介護保険計画における「3歳生後認定」を参考して定める 区域(27箇所)	教育・保育用
	3号認定区分0～2歳、保育の必要性あり	介護保険計画における「3歳生後認定」を参考して定める 区域(27箇所)	教育・保育用
施設・事業	1・障害者事業	介護保険計画における「3歳生後認定」を参考して定める 区域(27箇所)	
	2・障害者外宿事業	介護保険計画における「3歳生後認定」を参考して定める 区域(27箇所)	
	3・利活用支援事業	市全域	
施設・事業・子育て支援事業	4・放課後児童クラブ事業	市全域	
	5・乳幼児食生活改善事業 (地域貢献型)	市全域	
	6・子育て支援事業 ショートスティ	市全域	
施設・事業・子育て支援事業	7・乳幼児食生活改善事業 (こども食堂事業)	行政区	
	8・教育支援的認定事業・要保護兒童等に対する支援に関する事業	行政区	
	9・地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	市全域	
施設・事業・子育て支援事業	10・認定・新規見認定事業	行政区	
	11・子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター)	市全域	
	12・経済産業省認定	市全域	
施設・事業・子育て支援事業	13・実験事業など保育実践を行なう事業		

## (5) 推計人口

対象児童の推計結果について、コーホート変化率法<sup>4</sup>を用いて算出した（全市）。

年齢	平成26年実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	6,898	6,837	6,770	6,707	6,643	6,578
1歳	6,936	6,982	6,923	6,852	6,786	6,721
2歳	7,039	6,919	6,963	6,895	6,831	6,765
3歳	7,057	7,036	6,913	6,961	6,895	6,827
4歳	7,108	7,068	7,048	6,929	6,970	6,903
5歳	6,979	7,127	7,083	7,064	6,943	6,986
6歳	7,059	6,971	7,116	7,077	7,065	6,941
7歳	6,947	7,106	7,015	7,171	7,127	7,111
8歳	6,661	6,972	7,131	7,039	7,193	7,152
9歳	6,926	6,700	7,013	7,171	7,083	7,239
10歳	6,989	6,963	6,737	7,047	7,204	7,122
11歳	7,161	7,038	7,008	6,781	7,097	7,261
合計	83,760	83,719	83,720	83,694	83,837	83,606

### 子ども・子育て支援事業計画 量の見込・確保方策一覧

	事業等名	提供区域	備考	H25 実績	量の見込 (H27)	確保方策
教育・保育	1号認定区分 (3~5歳、教育のみ利用)	27圏域を 統合して 設定する 8区域	幼稚園 利用	10~11ページ参照		
	2号認定区分 (3~5歳、保育の必要性ありのうち 教育利用の希望が強い)			10~11ページ参照		
	2号認定区分 (3~5歳、保育の必要性あり)	介護保険計画における 「日常生活圏域」を 参考として定める区域 (27圏域)	保育所等 利用	10~11ページ参照		
地域子ども・子育て支援事業	3号認定区分 (0~2歳、保育の必要性あり)			10~11ページ参照		
	2 一時預かり事業	介護保険計画における 「日常生活圏域」を 参考として定める区域 (27圏域)	在園児 対象型	600,962	教育時間前後・長期休業期間(夏休み等)の幼稚園在園児の預かり であるため、施設整備等の対応を要しない。 利用ニーズに見合う対応が可能となるよう必要な人員配置等について 継続的に働きかける。	
	3 時間外保育事業			36,832	65,295	保育時間中の定数の余裕分を用いて在園児以外を預かる「自主事業」と専用室を用意して在園児以外を預かる「補助事業」がある。 今後、量の見込に基づく保育施設(定員)の充足が図られることから 「自主事業」により対応できる余地が拡大されることが見込まれるが、 それでもなお、不足が見込まれる場合においては補助事業の拡充等、 機動的な対応に努める。
	4 利用者支援事業	市全域	-	5か所	H26年度において待機児童対策として保育子育て相談員を中央区、東 区に配置。 H27年度以降、全区において利用者支援事業を実施。	
地域子ども・子育て支援事業	5 放課後児童健全育成事業 (児童育成クラブ)	市全域	低学年	9,599	12,778	保育時間前後の幼稚園在園児の一時預かりであるため、施設整備等 の対応を要しない。 利用ニーズに見合う対応が可能となるよう、各事業者に必要な人的配 置等について継続的に働きかけていく。
	6 子育て短期 支援事業			1,330	2,487	面積用件(1.85m <sup>2</sup> /人)について、満たしていないクラブが28クラブある ため、施設整備、学校施設の活用及び民間事業者の参入等により改 善を目指す。
地域子ども・子育て支援事業	7 乳児家庭全戸訪問事業 (こにちは赤ちゃん事業)	行政区		6,409	6,419	面積用件を満たすクラブ等にて受入を検討する(現在行っている障が い児等の利用を含め、ひとり親家庭や低所得者世帯などへの優先利 用も併せて検討)。 面積用件の改善を図るために、引き続き学校施設の活用を検討する。 民間事業者の参入を促す(高学年での受入拡大を目指す)。
	8 養育支援訪問事業・ 要保護児童等に対する 支援に資する事業	行政区		72	103	保健師、助産師等の専門職をはじめヘルパーによる訪問により、現体 制で確保可能。
地域子ども・子育て支援事業	9 地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	市全域		11,600	25,326	利用者の利用形態として、午前・午後・夕方の3パターンの利用があ り、ニーズ量では44人/日、パターンで分ければ1時期に14名程度。 既存施設では60人/日、1時期20名程度が利用可能であり、既存施 設で対応可能。
	10 病児・病後児保育事業	行政区		5,546	78,743	区をまたがる利用も考慮しつつ、定員の増員や施設の設置などにより 必要量の確保を行う。
地域子ども・子育て支援事業	11 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	市全域		5,388	5,710	新たな協力会員の開拓により年間20人の新規協力会員の増で確保 していく。
	12 妊婦健康診査	市全域		11,476	11,160	県内の産科医療機関や助産所での検診で実施するが、現実施体制で 確保可能。
13 実費徴収に係る補足給付を行う事業						

<sup>4</sup>コーホート変化率法…コーホートとは、同じ年(又は同じ期間)に生まれた人々の集団を指す。各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

# 量の見込み推計結果

教育(1号)、保育(2・3号) 総計										
	認定区分	H25年度			H26年度			H27年度		
		1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号
				0歳	1～2歳			0歳	1～2歳	
① 純ニーズ量	8,936	19,454			19,888			20,406		
		10,245	2,851	6,358	10,403	3,001	6,484	10,616	3,131	6,659
② 本市が定める数								592		
量の見込み(①+②)	8,936	19,454			8,657	19,888			682 ▲ 238	
		10,245	2,851	6,358		10,403	3,001	6,484	1,484	148
③ 現況推計による確保の状況	11,123	18,021			11,123	18,687			20,998	
		9,930	2,279	5,812		10,299	2,363	6,025	9,805	6,807
幼稚園	10,921				10,921				20,095	
認定こども園(幼稚園部分)	202				202				11,113	2,485
認定こども園(保育所部分)		0	5	28		0	5	28	3,256	785
保育所		9,930	2,274	5,784		10,299	2,358	5,997	7,857	1,700
③ - ①	2,187	▲ 1,433			2,342	▲ 1,201			4,535 ▲ 311	
		▲ 315	▲ 572	▲ 546		▲ 104	▲ 638	▲ 459	1,484	497 ▲ 646 ▲ 162
④ 今後想定確保策案										
施設整備等										
地域型保育事業										
確保の方策		• 1号については、供給が必要を上回り、今後についても充足が見込まれるため、特段の対応を要しない • 2,3号については、供給量の不足数計に応じて対応を図る(ページ右下詳細) • 認定区分間の過不足数対応としての2・3号定員割り振り等を各事業者に継続的に働きかけていく								

## (1) 教育・保育の認定区分について

- 1号………3～5歳 幼児教育のみ  
2号………3～5歳 保育の必要性あり  
3号………0～2歳 保育の必要性あり

〈保育の必要性〉  
①就労 ②妊娠、出産 ③保護者の疾病、障害  
④親族等の介護、看護 ⑤求職活動 ⑥就学 など

## (2) 提供区域の設定について

- 教育(1号) 8圏域………現行の利用実態を踏まえ、保育(2・3号)提供区域より広範囲な区域を設定  
保育(2・3号) 27圏域………熊本市介護保険計画における「日常生活圏域」を参考として設定

## (3) 量の見込みについて

- 教育(1号)……………推計人口とアンケート調査を基に、量の見込み(利用ニーズ量)を推計  
保育(2・3号) 3号(0歳)……………H25申請率(41.2%)に直近の最大伸び率(2.3%)でH27まで試算、H28は3号(1～2歳)と同率(47.9%)とし、以降固定して推計  
3号(1～2歳)及び2号……………H25申請率(1～2歳44.9%、3～5歳48.4%)に、過去3カ年の平均伸び率(1～2歳+1.5%、3～5歳+0.8%)でH27まで試算、以降固定(1～2歳47.9%、3～5歳50.0%)して推計

## (4) 確保方策目標年度について

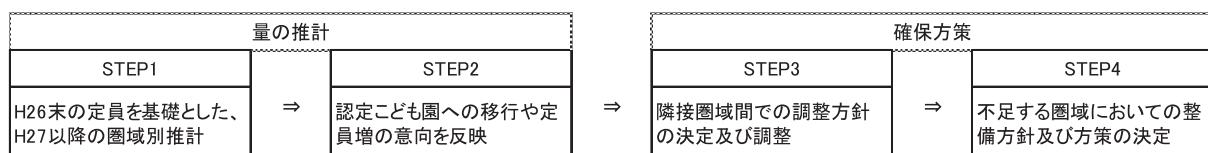
平成29年度末(国の待機児童解消加速化プラン実施(2年前倒し)後の対策完了目標に準じる)

# 並びに確保方策

H28年度			H29年度			H30年度			H31年度		
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		0歳	1~2歳			0歳	1~2歳			0歳	1~2歳
8,236	20,416			8,203	20,275			8,156	20,109		
	10,522	3,243	6,651		10,477	3,213	6,585		10,404	3,182	6,523
1,657	694			1,705	816			1,752	930		
	828	▲ 288	154		899	▲ 276	193		983	▲ 265	212
9,893	21,110			9,908	21,091			9,908	21,039		
	11,350	2,955	6,805		11,376	2,937	6,778		11,387	2,917	6,735
9,893	20,157			9,908	20,212			9,908	20,212		
	11,148	2,493	6,516		11,182	2,496	6,534		11,182	2,496	6,534
6,381				6,381			6,381			6,381	
3,512				3,527			3,527			3,527	
	3,291	793	1,981		3,325	796	1,999		3,325	796	1,999
	7,857	1,700	4,535		7,857	1,700	4,535		7,857	1,700	4,535
1,657	▲ 259			1,705	▲ 63			1,752	103		
	626	▲ 750	▲ 135		705	▲ 717	▲ 51		778	▲ 686	11
					879				879		
					660				660		
					—	219			—	219	

これらの対応により、H29年度までに2・3号についての供給不足解消を目指す

## (5) 確保方策算定手順等について



### (STEP3)

圏域の供給過多が、標準的な保育施設規模（同）の約半分（50名）以上の場合については、その超える部分について、隣接の供給過少圏域（50名を超える供給過少）分を比率按分し、50名を限度に受け入れるものとして調整

### (STEP4)

目標年度のH29年度における供給量の不足数（LEVEL3～1）に応じて、以下のとおり対応を図る

LEVEL 3・・・供給量の不足が概ね130名以上となる圏域については、施設の新設、増改築、分園等と地域型保育事業の組み合わせによる対応を図る（補助事業の活用等による優先対応）

LEVEL 2・・・供給量の不足が概ね65名以上となる圏域については、施設の増改築、分園等と地域型保育事業の組み合わせによる対応を図る（補助事業による優先対応）

LEVEL 1・・・供給量の不足が概ね65名未満となる圏域については、その不足する範囲での施設整備・地域型保育事業施設等の開設を容認（自己資本による整備が基本）

熊本市子ども輝き未来プラン  
～子どもが輝くまち くまもとづくり～  
【概要版】

発 行 平成 27 年 3 月

編 集 熊本市 健康福祉子ども局 子ども支援課  
〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1

電話番号 096-328-2158（直通）

FAX番号 096-351-2183

ホームページ <http://www.city.kumamoto.jp/>